

平成27年4月1日オープン

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」



平成27年2月4日

- 心身や言語、運動の発達に遅れのある就学前の子どもに、日常生活に適応するための総合的な支援利用計画を立案し、指導や訓練等の支援を行う通所施設
- 肢体不自由児通所施設である津市療育センターの機能を拡充する施設として整備



旧櫛形幼稚園舎を改修して整備

施設概要

名称

津市児童発達支援センター

愛称

つうぽっぽ

津市障がい者団体連絡協議会から提案され、愛称として決定

開所時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

休館日

土・日曜日、祝・休日、年末年始

構造等

敷地面積 3,646.27m²

構造 鉄筋コンクリート造・一部木造、平屋建

建物面積 946.56m²

事業費

2億2,694万円（地域の元気臨時交付金を充当）

設置の経緯

平成24年4月

児童福祉法の一部改正

- ▶ 児童福祉施設に「児童発達支援センター」を明記
- ▶ 障害児通所給付決定を受けるための申請先が県から市に変更
- ▶ 「児童発達支援センター」の定義、目的を明記

↳ 市町村による「児童発達支援センター」の設置が可能に

平成25年3月

津市総合計画後期基本計画を策定

「子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します」と定め、施設整備を推進

平成26年9月

津市児童発達支援センター設置条例を可決(平成27年4月施行)

平成27年4月1日 津市児童発達支援センターを設置
(津市療育センター廃止)

施設レイアウト図



主な施設の状況



①一部の指導訓練室のドアにマジックミラーを設置



②調理室



①③床暖房を備えた指導訓練室



④トイレ設備と浴槽、シャワー、ベッドを備えた専用スペース



⑤⑥床暖房を備えた遊戯室



⑦防音を施した言語訓練室



⑧指導訓練室前まで車を寄せられるテラス

主な支援内容

児童発達支援

通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する

保育所等訪問支援

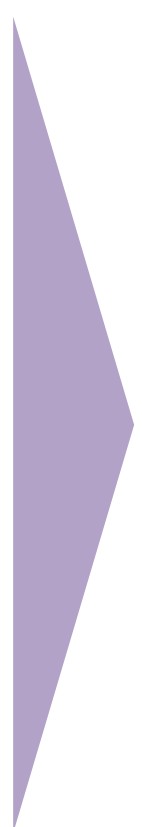
保育所等に通う障がい児を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する

障がい児相談支援

子どもに合った総合的な援助方針の立案や支援利用計画の作成等の援助を行う

何がどう変わる？ ①

	津市療育センター	
法的根拠	なし	
対象者等	【保育・療育】	肢体不自由児
利用者負担額	なし	



津市児童発達支援センター	
児童福祉法	
<p>【児童発達支援】 就学前の、通所給付決定を受けた、右の児童</p> <p>【保育所等訪問支援】 幼・保・小学校等に通う、通所給付決定を受けた、右の児童</p> <p>【障がい児相談支援】 18歳未満の、右の児童とその保護者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障がいのある児童 ・知的障がいのある児童 ・精神に障がいのある児童 <p>など</p>
<p>児童福祉法に基づく通所利用者負担額が必要 利用者 1割負担</p> <p>1カ月の上限額 [世帯合算]</p>	
<p>市民税課税世帯で所得割 28万円未満 … 上限 4,600円/月</p> <p>28万円以上 … 上限37,200円/月</p> <p>市民税非課税世帯・生活保護受給者 …………… 0円</p>	

何がどう変わる？②

	津市療育センター
定員	20人/日
職員数 (臨時等含む)	8人 保育士、言語聴覚士、 理学療法士
敷地面積	830.25m ²
建物床面積	402.06m ²
駐車場	10台

津市児童発達支援センター(計画)

- ・児童発達支援 40人/日
- ・保育所等訪問支援 } 定員なし
- ・障がい児相談支援 }

30人 [3.8倍]

児童指導員及び保育士、保健師、
言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士、
理学療法士、看護師等

3,646.27m² [4.4倍]

946.56m² [2.4倍]

34台 [3.4倍]

主な利用の流れ

相談支援

申請手続き(障がい福祉課)

相談支援事業者の決定・契約(相談支援事業者)

障がい児支援利用計画の立案(相談支援事業者)

通所給付決定・受給者証の受け取り(障がい福祉課)

発達支援

通所支援事業者の決定・契約

個別支援計画の立案

個別支援計画の実施(サービスの提供)

児童発達支援センターと契約

個別支援計画の立案

個別支援計画の実施(サービスの提供)

保育所等訪問支援

モニタリング(サービス内容の見直し)

個別支援計画の変更

障がい児支援利用計画の変更

開設式

日時

平成27年3月31日(火) 10時00分～

場所

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」遊戯室
津市分部1203番地（旧櫛形幼稚園）



平成27年度から歯周病検診の 無料化と検診対象者を拡大



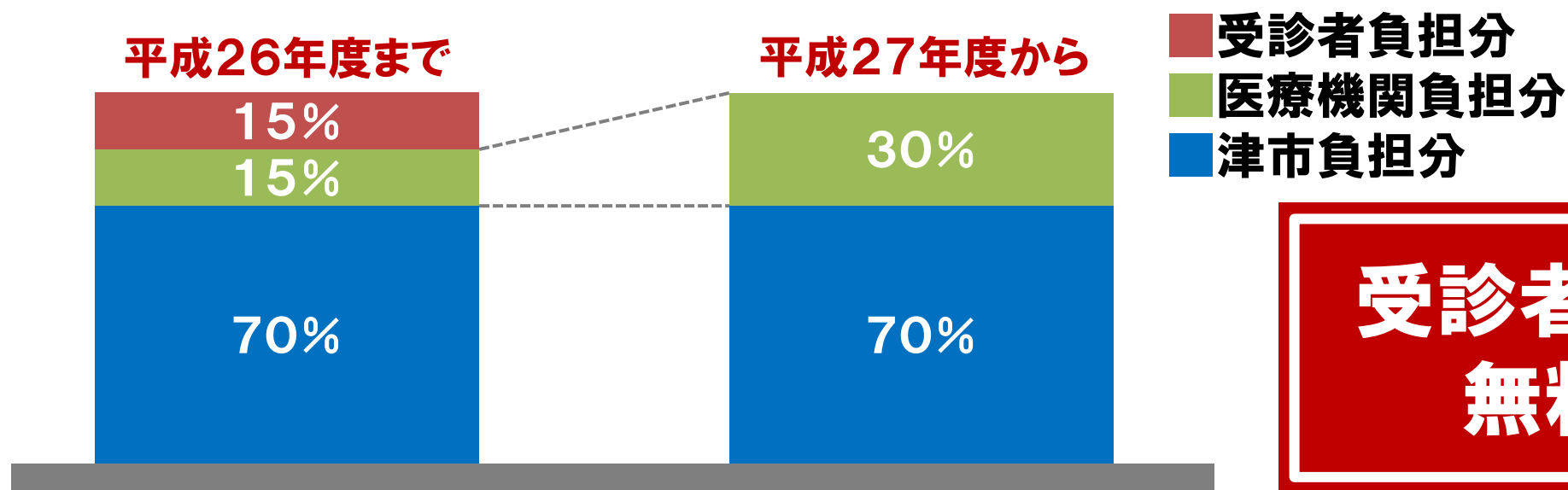
平成27年2月4日

津市における歯周病検診受診料の仕組み

保険診療が適用されない自由診療 ▶▶▶ 通常は全額自己負担

受診者の負担を軽減するため、保険診療に準じて、受診者の負担を検診料金の3割程度に設定し、平成21年度から自己負担分の1/2を医療機関において負担 ▶▶▶ 自己負担分は検診費用の15%分(500円)

平成27年度から公益社団法人津歯科医師会の協力を得て



受診者負担分を
無料に！！

検診対象者の拡大

受診料(受診者負担分)の無料化にあわせ、対象者を拡大！

平成26年度まで

40歳の人

50歳の人

60歳の人

対象者:約10,900人



平成27年度から

40歳の人

50歳の人

60歳の人

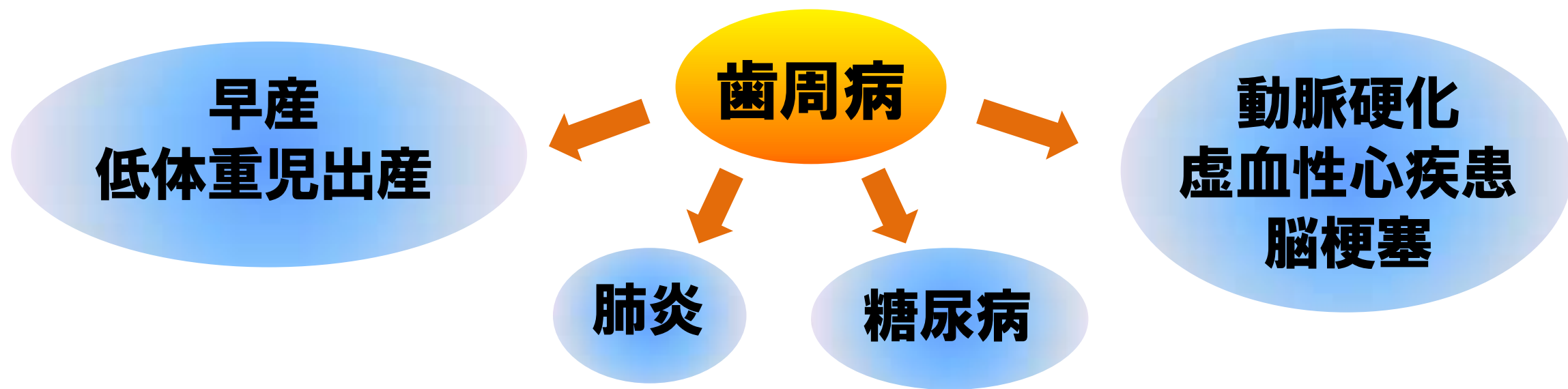
70歳の人

対象者:約13,500人

約2,600人増

歯周病検診の必要性

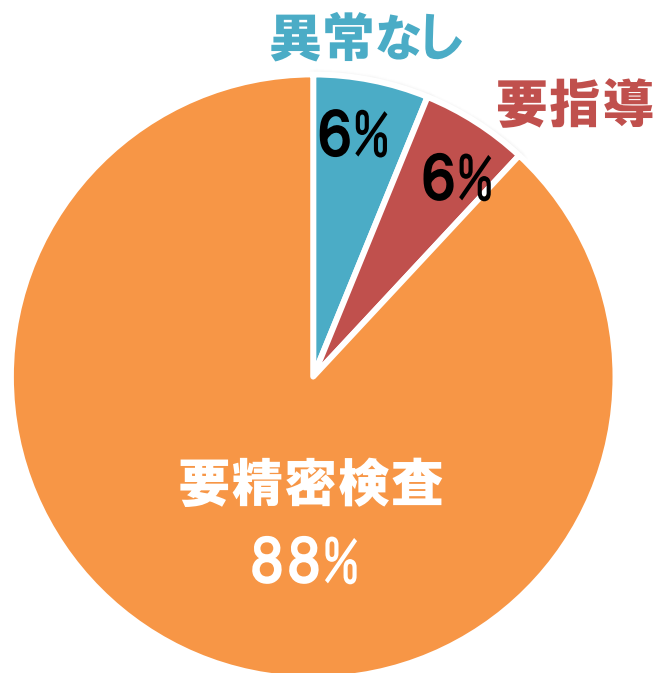
歯に歯垢がついたままになっていると、歯垢に含まれている歯周病菌が、歯茎に炎症を起こし、歯を支えている骨まで破壊されて、歯が抜けてしまうこともある



他の病気を患う要因にもなり得る

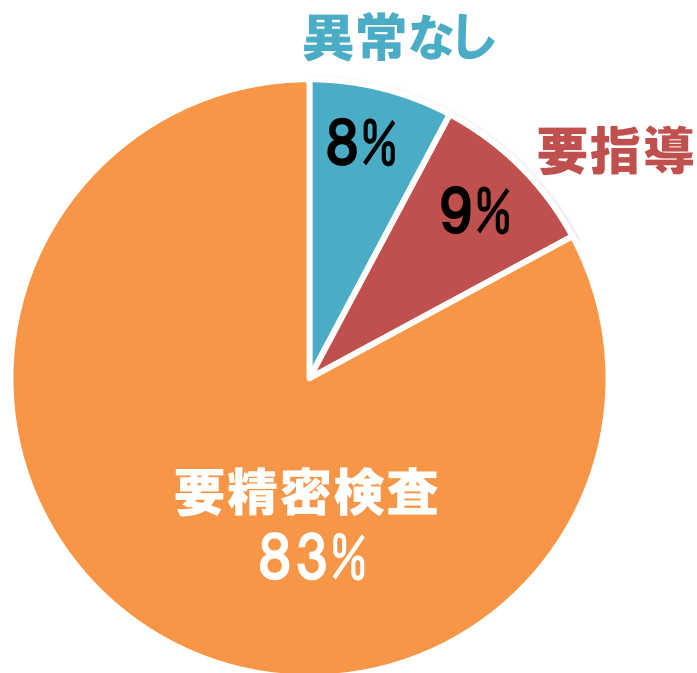
早期予防・早期治療が大切！

平成25年度の歯周病検診の受診結果



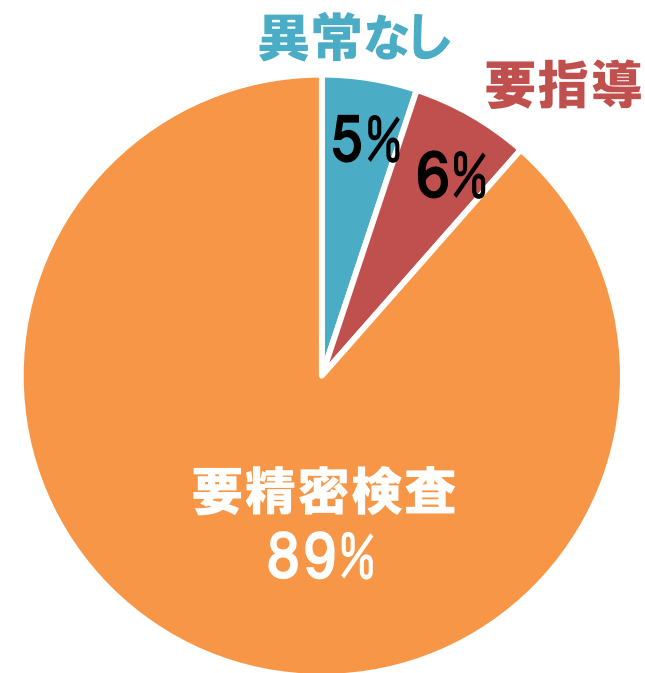
40歳

要精密検査 要指導
88% + 6% = 94%



50歳

要精密検査 要指導
83% + 9% = 92%



60歳

要精密検査 要指導
89% + 6% = 95%

どの年代も 90% を超える人に何らかの症状が発見される！

平成27年度歯周病検診受診の概要

受診の流れ

- ① 検診対象者に「受診券」を郵送
- ② 受診する協力医療機関(歯科医院)を予約
- ③ 受診日に「受診券」「健康保険証」を持参して受診
- ④ 受診した歯科医院で検診結果を確認

検診対象

40歳・50歳・60歳・70歳の人(平成28年3月31日時点)

実施期間

平成27年8月1日から11月30日まで

実施場所

市内歯周病検診協力医療機関(約110箇所)

受診料

無料

予算額

436万5,000円(平成27年度当初予算計上予定額)

平成26年度 津市災害図上訓練を実施



平成27年2月4日

平成26年度津市災害図上訓練実施概要

実施日時

平成27年2月25日(水)9時～12時

実施場所

津市本庁舎8階大会議室、防災資材会議室

訓練対象者

災害対策本部 本部長
災害対策本部 副本部長
災害対策本部 各部
災害対策本部 各支部

評価者

三重大学大学院
工学研究科
川口 淳 准教授
(津市防災アドバイザー)

検証者

国土交通省三重河川国道事務所、陸上自衛隊第33普通科連隊、三重県津警察署、三重県津南警察署、三重県津地域防災総合事務所

訓練の目的と主眼

訓練の目的

近年、巨大化する台風や集中豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、各地で大規模災害が発生している現況にあることから、これらの風水害による被害を最小限に食い止めるため、災害情報の収集及び分析を速やかに行い、災害対応初動期における即応体制を確立させ、災害対策本部機能の強化を図ることを目的とする

訓練の主眼

- ①平成26年8月9日の「大雨特別警報」発表時における教訓及び改善策の実行
- ②特別警報発表時における体制移行と避難所開設及び情報伝達の対応
- ③気象状況の把握と分析及び今後の気象を予測した対応と措置
- ④災害対策本部各部と各支部との連携強化

対応に対する教訓

- ①各総合支所及び関係機関と災害対策本部間での被害情報、巡視結果等の情報共有が円滑に行われなかったことにより、水位設定がされていない中小河川等に係る避難勧告等が発令できなかった
- ②大雨特別警報が発表されてから、全市域を対象とした避難準備情報の発令までに時間を要した
- ③避難所要員の不足により、長時間勤務の勤務体制となった

改善策

- ①水位設定がされていない中小河川等への対応として、防災無線、災害情報システムを有効活用し、各総合支所との情報共有の徹底を図り、危険箇所の把握、地域住民や関係機関からの情報の収集、分析により避難勧告等が発令する体制を強化
- ②気象台や県との連携を強化し、迅速な判断により避難所要員による避難所開設を実施
- ③避難所要員を282人から505人へ増員するとともに、避難所要員を対象とした研修会及び防災資機材の操作訓練を実施し、一人ひとりの役割を再確認

検証

教訓に対する改善策が訓練を通じて実際に取り組めるかを検証

過去2年間の災害図上訓練実施状況

実施年度	訓練想定
平成24年度	<p>台風接近により津市に対し、大雨・洪水警報が発表され、災害対策本部の立ち上げを行った。訓練は、警報発表から1時間程度経過した時点から第2配備編成による災害対策本部の対応・運営について訓練を実施</p>
平成25年度	<p>南海トラフを震源とする巨大地震(M9.0)により本市で震度7を観測した事を想定し、3回の災害図上訓練を実施</p> <p>第1回災害図上訓練 (H25.5.28) 発災直後から3時間後までを想定した非常参集訓練・災害対策本部初動対応図上訓練を実施</p> <p>第2回災害図上訓練 (H25.8.22) 発災3時間後～24時間後までを想定した人命救助・避難活動訓練を実施</p> <p>第3回災害図上訓練 (H26.2.4) 発災24時間後～72時間後までを想定した復旧対応活動訓練を実施</p>

訓練想定

台風接近により津市に対し、大雨・洪水警報が発表され、災害対策本部の立ち上げを行った。台風は猛烈な勢力を維持したまま北北東へ進んでおり、三重県に接近することが予想されている。

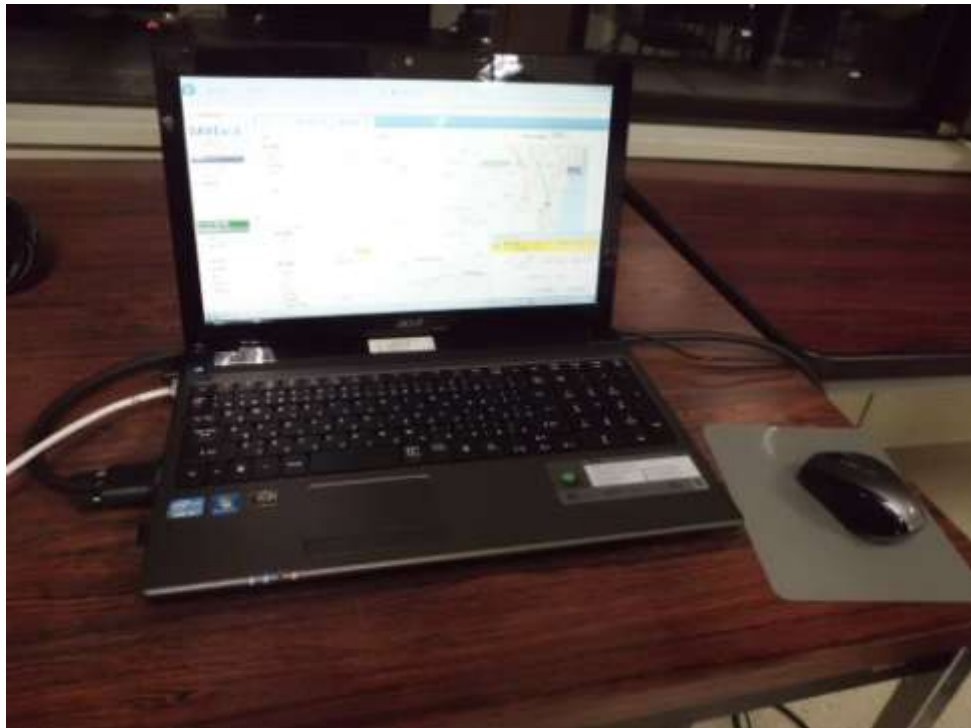
津地方気象台の発表によると、今後、台風の接近に伴って雨量が急激に増加することが懸念されることから、三重県全域に「**大雨特別警報**」の発表も予想されている

訓練進行の前提

- 訓練では、平成26年8月9日の台風11号の気象条件を基に想定付与を実施（**警報等の発生時刻、水位・雨量情報の時間は訓練用に変更**）
- 午前5時に三重県中部に大雨・洪水・波浪警報が発表され、津市災害対策本部を設置

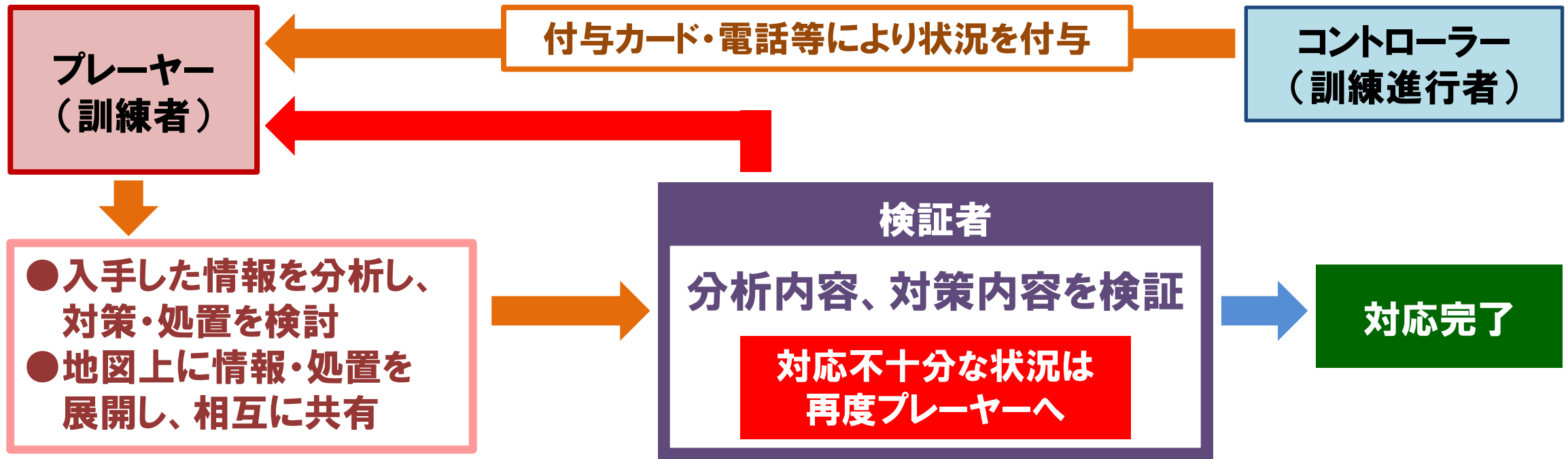
訓練の実施方法

災害図上訓練は、実際に災害発生時に使用する災害情報管理システムや地図等を用いて、市域で大きな災害が発生する事態を想定し、情報の収集、分析及び伝達を行い、災害対策本部の対策・処置事項の検証をシミュレーションにより実施



訓練の実施要領

災害図上訓練の実施要領(ロールプレイング方式)



外部評価者(客観的に教訓事項等を洗い出す人)

良かった点

悪かった点(改善すべき点)

訓練スケジュール

訓練開始(9時00分)

気象警報発表による災害対策本部の設置から
4時間経過時点より開始

第1回 災害対策本部会議

- ・現在の気象状況と今後の予測
- ・避難準備、避難勧告、避難指示のタイミングの確認
- ・人的被害を発生させないための活動方針の決定

対策本部各部・支部による対応

- ・大雨・洪水警報から大雨特別警報発表の可能性を予測
- ・気象台等、関係機関に対する情報収集及び情報の活用
- ・大雨・洪水警報から特別警報に移行した際の体制移行
- ・体制移行により体制が強化された場合、何を焦点に活動するか
- ・市民に対する的確な情報の伝達及び被害状況の集約と対応

第2回 災害対策本部会議

- ・気象状況
(現在の状況・今後の見通し)
- ・現在までに実施した対策と今後の対策
(災害対策本部各部・支部ごとに報告)
- ・避難に関する措置すべき事項の確認
(避難行動要支援者への対応等)
- ・災害対策本部の活動方針
(人命にかかわる対策を優先とした方針の決定)

対策本部各部・支部による対応

- ・情報の整理
- ・情報の分析
- ・未対応情報の課題抽出

訓練終了(12時00分)

今後の災害への取り組み

平成26年度津市災害図上訓練で明らかとなった問題点を
分析・改善し、実際の災害対応に反映

今後の災害では・・・

- ▶ 急激な状況の変化に対する災害対応
- ▶ 人事異動等による新体制移行時の災害対応
- ▶ 他の部署からの応援等による即応性の高い災害対応
- ▶ 自主防災会・自治会との連携による災害対応

災害に強い津市